

# 令和 8 年度徳島県労働委員会PRポスターデザイン募集要項

## 1 趣 旨

労働委員会は、労働者と使用者とのトラブル解決のお手伝いをする県の専門機関です。広く県民のみなさんに労働委員会を知っていただき、職場のトラブルで困ったときには、ぜひ労働委員会に相談してほしいとの思いからPRポスターデザインを募集し、入賞作品を表彰するとともに、広く啓発に活用します。

## 2 応募資格

県内の高等学校（特別支援学校を含む）、専門学校、大学、短大に在学中の方

## 3 募集締切

令和 8 年 9 月 4 日（金）（当日の消印有効）

提出先：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地（県庁11階）

徳島県労働委員会事務局 宛

## 4 テーマ

「職場のトラブルに困った際には、労働委員会に相談する」ことを啓発するテーマであること。

＜ポスターへ盛り込む情報について＞

次の(1)は必須、(2)、(3)は自由です。

(1) 作品には必ず、

「労働相談ダイヤル088-621-3234」

「徳島県労働委員会」、「相談無料」の情報を入れてください。

(2) キャッチフレーズを使用する場合は、次の例を参考にしてください。

- ・ご存じですか？労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～  
※中央労働委員会及び都道府県労働委員会の共通キャッチフレーズ
- ・職場のトラブル・困ったときは労働委員会！
- ・労使トラブル ひとりで悩まず まず相談
- ・労使間のトラブルは 悩まず相談 労働委員会に
- ・職場のトラブルは 労委で解決

(3) 労働委員会をイメージしてもらうキーワードは次のとおりです。

公正中立、公労使の三者構成、労働相談、あっせん、職場トラブルで困ったときに利用、秘密厳守、労働者・事業主のどちらも利用可能

※情報を盛り込む場合、

.....

一部、上段に配置すれば効果的です。（書架設置時に見やすくなります。）

・

## 5 作成上の留意事項

- (1) 作品の制作にあたっては、別紙「労働委員会について」を参考にしてください。
- (2) サイズは、四つ切り画用紙サイズ（縦 54 cm×横 38 cm）で、タテ仕様としてください。
- (3) 1人1作品とし、自作の未発表作品に限ります。（他者の著作物を模倣した作品は応募できません。）  
また、生成 AI（人工知能）を利用して制作した作品は認めません。  
なお、第三者から著作権侵害等の指摘を受けた場合、その責任はすべて応募者が負うものとしします。
- (4) 作品裏面に住所、氏名（ふりがな）、学校名・学年、電話番号（未成年の方は保護者の連絡先）を明記してください。（※個人情報は、作品応募に関する連絡に使用し、本人の同意なく第三者に開示、提供はしません。）
- (5) 入賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、徳島県労働委員会に帰属し、ポスター、チラシ等への印刷やHP、SNS等への掲載など、各種啓発に活用します。
- (6) 入賞作品の活用にあたっては、補作・修正することがあります。
- (7) 応募作品は返却いたしません。

## 6 審査・表彰

- (1) 徳島県労働委員会において審査し、最優秀賞、優秀賞を決定します。  
入賞者には、賞状と副賞を贈呈いたします。  
最優秀賞 1点（賞状と副賞1万円分の図書カード）  
優秀賞 2点（賞状と副賞5千円分の図書カード）
- (2) 審査結果は、令和8年10月頃に県ホームページで公表するとともに、入賞者には、別途連絡します。なお、入賞者の作品・学校名・学年・氏名は公表します。
- (3) 入賞者の表彰式（令和8年10月予定）については、別途通知します。

## 7 展示予定

入賞作品は、10月の「個別労働紛争処理制度周知月間」に、県庁等で展示する予定です。（日時・場所は別途通知します。）

## 8 問い合わせ先

徳島県労働委員会事務局

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地（県庁11階）

電話：088-621-3231 FAX：088-621-2889

E-mail：roudouinkai@pref.tokushima.lg.jp